

第4章 推進体制

1 様々な主体との連携

(1) 県における推進体制の充実・強化

庁内における男女共同参画推進のための組織である「千葉県男女共同参画推進本部」及びその下部組織である同本部幹事会の活用を図り、全庁的な取組を推進します。

また、外部組織である「千葉県男女共同参画推進懇話会」において、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進について専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求め、施策の企画及び推進へ反映させていきます。

なお、男女共同参画に関する条例については、県民の意見を踏まえ検討します。

- 千葉県男女共同参画推進本部・幹事会の開催
- 千葉県男女共同参画推進懇話会の開催

(2) 男女共同参画センターの機能強化

男女共同参画の推進拠点である「男女共同参画センター」が、女性にも男性にも身近で利用しやすい拠点となるよう、機能の充実強化を図ります。また、市町村男女共同参画センター等との連携を強化するとともに、未設置市町村に対し積極的な情報提供を行います。

- 男女共同参画センターの機能強化

(3) 市町村との連携強化

地域に最も身近な市町村と連携を図り、地域の実情に合わせた男女共同参画行政の推進を支援するとともに、効果的・効率的な男女共同参画施策の展開を図ります。

- 千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲)
- 市町村における推進体制づくりの支援
- 市町村における男女共同参画計画策定の支援

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
千葉県男女共同参画地域推進員設置 市町村数	44 市町村 (R2.4.1)	54 市町村 (全市町村)
男女共同参画計画策定市町村数	41 市町 (R2.4.1)	54 市町村 (全市町村)

1 (4) 県民・民間団体等との連携強化

2 県民・民間団体等と連携・協働し、あらゆる分野や地域に、男女共同
3 参画社会づくりを進めていきます。

4 また、千葉県男女共同参画推進連携会議女性活躍特別部会を「女性の職
5 業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会として位置づけ、
6 女性の活躍を推進します。

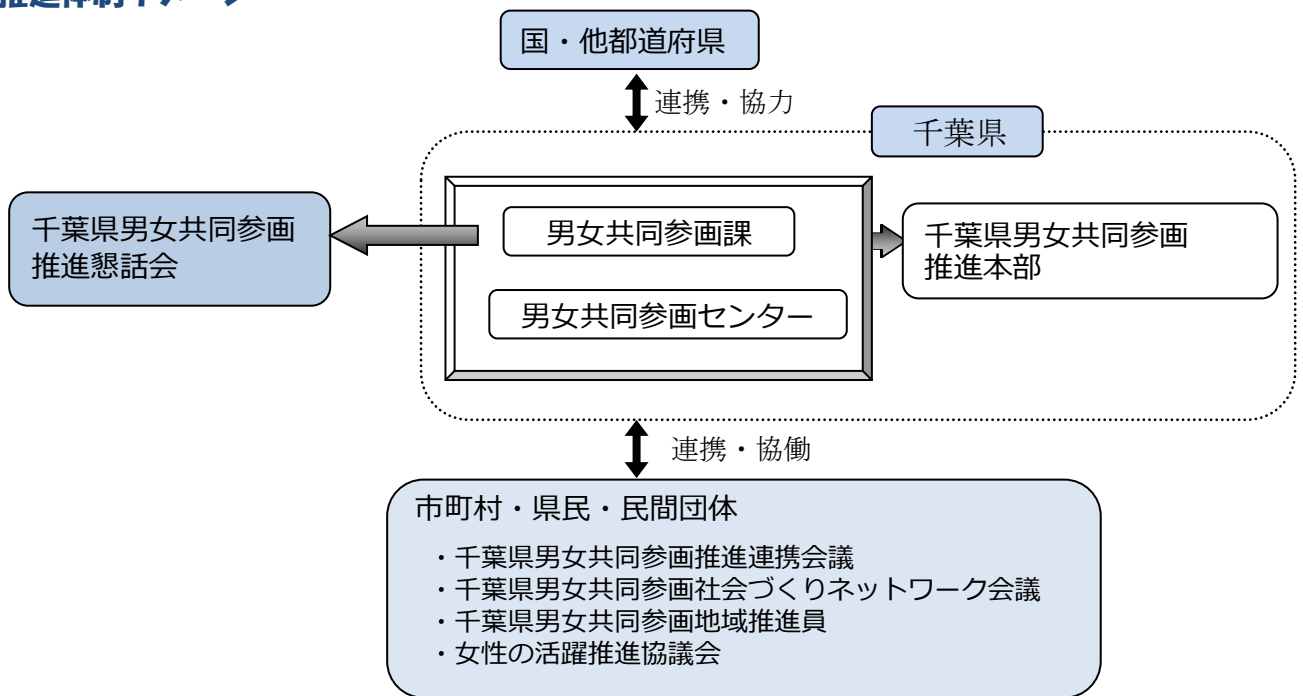
- 7 ○千葉県男女共同参画推進連携会議の充実(再掲)
- 8 ○千葉県男女共同参画社会づくりネットワーク会議の充実(再掲)
- 9 ○千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実(再掲)
- 10 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく協議会

11
12 (5) 国及び各都道府県との連携・協力

13 国における取組と整合性を保ちつつ、各都道府県と連携することにより、
14 広域的な取組を図ります。

- 15 ○国及び各都道府県との男女共同参画に関する情報交換

16
17 **推進体制イメージ**



18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33 **2 計画の適正な進行管理**

34 毎年度、施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行います。

35 なお、計画の進捗状況等については、第三者委員会からの意見を聴き、
36 適正な進行管理に努めます。

37 また、県民に推進状況及び評価結果を公表します。

